

## JIS 改正の概要

### (1) JIS A 5308 レディーミクストコンクリート

現行規格 (JISA5308 : 2019)		旧規格 (JISA5308 : 2014)
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
3 用語及び定義	3 用語及び定義に以下の11項目を追加 3.1 塩化物含有量 3.2 アルカリ総量 3.3 回収水 3.4 スラッジ水 3.5 上澄水 3.6 スラッジ 3.7 スラッジ固形分 3.8 スラッジ固形分率 3.9 安定剤 3.10 付着モルタル 3.11 安定化スラッジ水	なし
4.1 種類及び区分	「高強度コンクリートは、表1の○印と○印の間の整数、及び45を超え50未満の整数を呼び強度とすることができる」を追加	なし
	表1に普通コンクリートのスランプフローの区分を追加 スランプフロー45cm : 呼び強度27~45 スランプフロー50cm : 呼び強度33~45 スランプフロー55cm : 呼び強度36~45 スランプフロー60cm : 呼び強度40~45	なし
	表1の軽量コンクリートのスランプ10cmを削除 スランプの区分 : 8, 12, 15, 18, 21cm	3 種類
	表1の高強度コンクリートのスランプ10cmを削除 スランプ12, 21cm、スランプフロー45, 55cmを追加 スランプの区分 : 12, 15, 18, 21cm スランプフローの区分 : 45, 50, 55, 60cm	3 種類
4.2 製品の呼び方	旧規格の箇条11を4.2に移動	11 製品の呼び方
5.4 スランプフロー	「材料分離を生じてはならない」を追加	4.1 c) スランプフロー
7 配合 a)	「スランプフローで評価を行うコンクリートの場合は、材料分離を生じないように、生産者は配合を定める」を追加	6 配合 a)
8.2 骨材	フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材を使用する場合のアルカリシリカ反応抑制対策を追加	7.2 骨材
8.4 混和材料	碎石粉を追加	7.4 混和材料
10.2.1 圧縮強度	「制度の確認された型枠を用いて作製された供試体の場合、その直径は、公称の寸法を用いてもよい」を追加 「JISA1132の4.5(供試体の形状寸法の許容差)に示される各項目の測定を省略してもよい」を追加	9.2.1 圧縮強度
	「供試体は、脱型後は20±2℃の水中で養生する」を追加	
10.2.2 曲げ強度	「制度の確認された型枠を用いて作製された供試体の場合、その直径は、公称の寸法を用いてもよい」を追加 「JISA1132の5.4(供試体の形状寸法の許容差)に示される各項目の測定を省略してもよい」を追加	9.2.2 曲げ強度
	「供試体は、脱型後は20±2℃の水中で養生する」を追加	
10.4 スランプフロー	「スランプフローの試験後の材料分離の有無を目視によって確認する」を追加	9.4 スランプフロー
10.6 塩化物含有量	c)に普通エコセメントを用いる場合の塩化物含有量、d)に再生骨材Hを用いる場合の塩化物含有量の求め方を追加	9.6 塩化物含有量
12.1 レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料	表10中の「指定事項(必須)」、「指定事項(任意)」を識別	12.1 レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料
	表10中のに「安定化スラッジ水の使用の有・無」の欄を追加	12.1 レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料

現行規格 (JISA5308 : 2019)		旧規格 (JISA5308 : 2014)
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
12.1 レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料	表10の備考に「運搬時間の限度を変更した場合； 時間」を追加	12.1 レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料
	表10の注記に「骨材及び混和材の記入欄は、使用材料の数に応じて増減することができる」を追加	12.1 レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料
	表10の注 <sup>q)</sup> セメントだけを使用した場合は、水セメント比を記入する。高炉スラグ微粉末、フライアッシュ、シリカフェーム又は膨張剤を結合材として使用した場合は、水結合材比だけを記入するか、又は水結合材比及び水セメント比の両方を記入する。	12.1 レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料
12.2 レディーミクストコンクリート納入書	表11の注 <sup>b)</sup> セメントだけを使用した場合は、水セメント比を記入する。高炉スラグ微粉末、フライアッシュ、シリカフェーム又は膨張剤を結合材として使用した場合は、水結合材比だけを記入するか、又は水結合材比及び水セメント比の両方を記入する。	12.2 レディーミクストコンクリート納入書
	表11中のに「安定化スラッジ水の使用の有・無」の欄を追加	12.2 レディーミクストコンクリート納入書
	表11中「荷受職員の認印又はサイン」、「出荷係の認印又はサイン」に変更	12.2 レディーミクストコンクリート納入書
附属書A A.3 アルカリシリカ反応性による区分a)	フェロニッケルスラグ骨材のASR試験方法について「JISA1146によるものとする」を追加	附属書A A.3 アルカリシリカ反応性による区分a)
附属書A A.5 a) 高炉スラグ粗骨材	JISA5011-1が改正され、微粒分量が規定されたため削除	附属書A A.5 a) 高炉スラグ粗骨材
附属書A A.5 b) 高炉スラグ細骨材	JISA5011-1が改正され、微粒分量が規定されたため削除	附属書A A.5 b) 高炉スラグ細骨材
附属書A A.5 c) フェロニッケルスラグ粗骨材	フェロニッケルスラグ粗骨材を追加 1) 粒度に関する記述 2) すりへり減量に関する記述	なし
附属書A A.5 f) 電気炉酸化スラグ粗骨材	JISA5011-4が改正され、微粒分量が規定されたため削除	附属書A A.5 e) 電気炉酸化スラグ粗骨材
附属書A A.10 試験方法p)	「試料溶液中の塩化物量(塩化物イオン濃度)は、JISA1144の箇条4(分析方法)による」を追加	附属書A A.10 試験方法p)
附属書B B.1 適用範囲	フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材を使用する場合のアルカリシリカ反応抑制対策を追加	附属書B B.1 適用範囲
附属書B B.3 コンクリート中のアルカリ総量を規制する抑制対策の方法	アルカリ総量の計算に「Rr : コンクリート中の安定剤に含まれる全アルカリ量(kg/m <sup>3</sup> )」を追加	附属書B B.3 コンクリート中のアルカリ総量を規制する抑制対策の方法
附属書C C.6.1 品質	スラッジ水を希釈し濃度調整する場合、上水道水及び上水道水以外の水を使用することを追加	附属書C C.6.1 品質
附属書C C.8.1.7 b) 計算	始発時間の差及び終結時間の差は5分単位で表すことに変更	附属書C C.8.1.7 b) 計算

現行規格 (JISA5308 : 2019)		旧規格 (JISA5308 : 2014)
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
附属書C C.8.1.8 c) 試験に用いる材料	法の改廃等により、 -国公立の試験機関 -公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定された法人の試験機関、又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立されて法人の試験機関 -その他、これらと同等以上の能力がある機関 注記「その他、これらと同等以上の能力のある機関」とは、例えば、全国生コンクリート工業組合連合会が認定した共同試験場などがある。 に変更	附属書C C.8.1.8 c) 試験に用いる材料
附属書D 付着モルタル及びスラッジ水に用いる安定剤	付着モルタルの使用方法に関する記述を削除 附属書Dを付着モルタル及びスラッジ水に用いる安定剤として追加 D.1 適用範囲 D.2 用語及び定義 D.3 安定剤の品質 D.4 安定剤の品質試験	附属書D トラックアジテータのドラム内に付着したモルタルの使用方法
附属書F トラックアジテータのドラム内に付着したモルタルの使用方法	附属書Dから安定剤に関する記述を削除し、附属書Fとして付着モルタルの使用方法を追加 F.1 適用範囲 F.2 希釈溶液の調製、使用量及び貯蔵 F.3 付着モルタルのスラリー化 F.4 スラリー状モルタルの保存 F.5 コンクリートの製造及び積み込み F.6 塩化物イオン(Cl <sup>-</sup> )量及び全アルカリ量	附属書D トラックアジテータのドラム内に付着したモルタルの使用方法
附属書F F.2.1 希釈溶液の調製	表F.1 希釈溶液に添加する安定剤量を追加	附属書D D.3.2 希釈溶液の調製及び貯蔵 a)
附属書G 安定化スラッジ水の使用方法	安定化スラッジ水の使用方法を附属書Gとして追加 G.1 適用範囲 G.2 安定化スラッジ水の品質 G.3 安定剤の使用量 G.4 洗浄水に用いる水への安定剤の添加 G.5 洗浄作業 G.6 スラッジ水濃度調整槽における安定化スラッジ水の調製、保存及び練混ぜ水としての使用 G.7 管理 G.8 塩化物イオン(Cl <sup>-</sup> )量及び全アルカリ量	なし

## JIS 改正の概要

### (2) JIS Q 1011 適合性評価-日本工業規格への適合性の認証-分野別認証指針 (レディーミクストコンクリート)

現行規格 (JISQ1011 : 2019)		旧規格 (JISQ1011 : 2014)
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
5.2 認証の区分	「高強度コンクリートは、表1の○印と○印の間の整数、及び45を超え50未満の整数を呼び強度とすることができる」を追加 表1に普通コンクリートのスランブフローの区分を追加 スランブフロー45cm : 呼び強度27~45 スランブフロー50cm : 呼び強度33~45 スランブフロー55cm : 呼び強度36~45 スランブフロー60cm : 呼び強度40~45	なし なし
	表1の軽量コンクリートのスランブ10cmを削除 スランブの区分 : 8, 12, 15, 18, 21cm	5.2 認証の区分
	表1の高強度コンクリートのスランブ10cmを削除 スランブ12, 21cm、スランブフロー45, 55cmを追加 スランブの区分 : 12, 15, 18, 21cm スランブフローの区分 : 45, 50, 55, 60cm	5.2 認証の区分
6.2.1 初回工場審査の方法	「認証の対象が複数の工場の場合は、それらの全てを含む」を削除	6.2.1 初回工場審査の方法
6.3.1 サンプルの採取 表2 b) 採取の場所	「注 <sup>(1)</sup> サンプルを抜き取り、試験する場合の荷卸し地点は、出荷先、又は登録認証機関が指定した場所を指す」を追加	6.3.1 サンプルの採取 表2 b) 採取の場所
6.3.1 サンプルの採取 表2 d) その他	「登録認証機関は、認証に含まれる工場が複数ある場合には、それぞれの工場ごとに、及び認証の区分ごとにサンプルを抜き取ることとするが、複数の工場の技術的生産条件が同一であると判断する場合には、これら複数の工場を代表するサンプルとして抜き取ることができる」を削除	6.3.1 サンプルの採取 表2 d) その他
	「普通コンクリートでスランブ及びスランブフローを認証範囲としている場合は、それぞれについてサンプルを抜き取ることとする」を追加 出荷先の現地で抜き取り、試験ができない場合のコンクリートの種類に「普通コンクリート」を明記 サンプルの抜き取りを申請者の工場の試験室で行う場合に「舗装コンクリートに限る」を追加 サンプルの抜き取りを申請者の工場の実機で行う場合に「運搬による品質変化を考慮して評価しなければならない」を追加	6.3.1 サンプルの採取 表2 d) その他
6.3.2 初回製品試験の実施 表3	「注 <sup>(1)</sup> サンプルを抜き取り、試験する場合の荷卸し地点は、出荷先、又は登録認証機関が指定した場所を指す」を追加	6.3.2 初回製品試験の実施 表3
13.3 表示の方法	「JISマーク等の表示は、運搬の都度、運搬車1台ごとに」に明確化	13.3 表示の方法
附属書A 表A.1 2 品質 2' 注 <sup>(2)</sup> b)	法の改廃等により、 -国公立の試験機関 -公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定された法人の試験機関、又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立されて法人の試験機関 -その他、これらと同等以上の能力がある機関 注記「その他、これらと同等以上の能力のある機関」とは、例えば、全国生コンクリート工業組合連合会が認定した共同試験場などがある。 に変更	附属書A 表A.1 2 品質 2' 注 <sup>(2)</sup> b)
附属書A 表A.1 4 配合 注 <sup>(3)</sup> b)	「スランブフローで管理する普通コンクリートについては、材料分離しない配合であることを確認した資料を備えていること」を追加	附属書A 表A.1 4 配合 注 <sup>(3)</sup> b)

現行規格 (JISQ1011 : 2019)		旧規格 (JISQ1011 : 2014)
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
附属書A 表A.1 5 報告 注 <sup>(5)</sup>	「安定剤を用いる場合は、その管理記録を含む」を追加 「メビウスループを表示する場合、表示内容を証明できる管理データ、試験データなどの書類を整備する」を追加	附属書A 表A.1 5 報告 注 <sup>(5)</sup>
附属書A 表A.2 1 セメント	「ばらつき」を削除	附属書A 表A.2 1 セメント
	「注 <sup>(1)</sup> セメント製造業者とは購入者に対して、セメントの品質上の責を負う立場にある者を指す」を追加 「異なる製造業者のセメント及び/又は異なる種類のセメントを貯蔵する場合には、セメント貯蔵設備をからにするなど・・・」に変更	なし
附属書A 表A.2 4.7 碎石粉	碎石粉を追加。 碎石粉の貯蔵設備には十分な防湿対策をとる	なし
附属書A 表A.2 4.9	「付着モルタル及びスラッジ水に用いる安定剤」に変更 「JISA5308の附属書D(付着モルタル及びスラッジ水に用いる安定剤)に適合するもの」に変更	附属書A 表A.2 4.8
附属書A 表A.2.1	品質項目の「安全と認められる骨材を使用する場合に適用する」を括弧書きから注に移動	附属書A 表A.2.1
	天然骨材 砂利のすりへり減量「舗装コンクリートに適用」に変更	附属書A 表A.2.1
	高炉スラグ粗骨材 JISマーク品及びその他のすりへり減量「舗装コンクリートに適用」に変更	附属書A 表A.2.1
	フェロニッケルスラグ粗骨材を追加	なし
	フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材 JISマーク品及びその他、電気炉酸化スラグ細骨材 JISマーク品の微粒分量「舗装版などに適用」を削除	附属書A 表A.2.1
	フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材 JISマーク品及びその他の環境安全品質を規定	なし
	電気炉酸化スラグ粗骨材 JISマーク品のすりへり減量「舗装コンクリートに適用」に変更	附属書A 表A.2.1
	人口軽量骨材 粗骨材及び細骨材の絶乾密度、吸水率「絶乾密度だけに適用」を追加	附属書A 表A.2.1
	コンクリート用再生骨材H 再生粗骨材Hのすりへり減量「舗装コンクリートに適用」に変更	附属書A 表A.2.1
	コンクリート用再生骨材H 再生粗骨材H及び再生細骨材Hのアルカリシリカ反応性「安全と認められる骨材を使用する場合に適用する」を追加 「JISA5308の附属書D[コンクリート用再生骨材Hのアルカリシリカ反応性試験方法(再生骨材迅速法)]」を追加	附属書A 表A.2.1
凡例(試験機関) b: 「納入業者を含む」を追加	附属書A 表A.2.1	
	「注 <sup>(4)</sup> 表A.1の注 <sup>(2)</sup> に同じ。ただし、フェロニッケルスラグ粗骨材の⑰～⑳の化学分析を実施する試験機関は環境計量証明事業者でもより」を追加。	附属書A 表A.2.1
附属書A 表A.3 1 配合	「1.4 c) なお、新骨材に回収骨材をショベルなどで添加する場合は、回収骨材の偏在を防止するため、新骨材が入荷する際に回収骨材を一度に添加せず、数回に分けて添加するなどの、偏在防止対策を施した作業方法を確立する」を追加 注 <sup>(1)</sup> に「安定剤の使用法」を追加	なし
	「注 <sup>(1)</sup> 1.4) 安定剤の使用法 JISA5308の附属書G(安定化スラッジ水の使用法)」を追加	附属書A 表A.3 1 配合
附属書A 表A.3 注 <sup>(1)</sup>	細骨材の粗粒率の測定頻度「1回以上/週」に変更	なし
		附属書A 表A.3 注 <sup>(1)</sup>

現行規格 (JISQ1011 : 2019)		旧規格 (JISQ1011 : 2014)
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
附属書A 表A.3 注 <sup>(2)</sup>	1)に「AE剤(空気量調整剤)を使用する場合には、主となる化学混和剤を」を追加	附属書A 表A.3 注 <sup>(2)</sup>
	3)に「1か月で連続5バッチに満たない計量器については、使用の都度、動荷重の検査を行う」を追加	附属書A 表A.3 注 <sup>(2)</sup>
附属書A 表A.3 注 <sup>(2)</sup>	「4.4) 化学混和剤にAE剤(空気量調整剤)を累加する場合には、“化学混和剤の計量値”と“AE剤(空気量調整剤)を累加した合計値”とについて、それぞれ合否の判定を行う」を追加	附属書A 表A.3 注 <sup>(2)</sup>
附属書A 表A.3 注 <sup>(3)</sup>	1)に「又は種類」を追加	附属書A 表A.3 注 <sup>(3)</sup>
	7)に「材料分離がないことを目視などによって確認する」を追加	附属書A 表A.3 注 <sup>(3)</sup>
附属書A 表A.4 1 製造設備 b) 骨材の貯蔵設備及び運搬設備	b)'に「高強度コンクリートを製造する場合は、上屋を設けている事」を追加	附属書A 表A.4 1 製造設備 b) 骨材の貯蔵設備及び運搬設備
附属書A 表A.4 1 製造設備 e) バッチングプラン	「1)' 貯蔵ビン 通常、各材料のための別々の貯蔵ビンを備える。ただし、材料貯蔵設備から計量器に直送できる形式の場合には、貯蔵ビンはなくてもよい」に変更	附属書A 表A.4 1 製造設備 e) バッチングプラン
附属書A 表A.4 1 製造設備 g) 安定化スラッジ水の製造設備(使用している場合)	「g) 安定化スラッジ水の製造設備(使用している場合)」を追加	なし
附属書A 表A.4 1 製造設備 k)	「k) 回収骨材の洗浄・分級設備(使用している場合)」に変更 「k)' 回収骨材を使用している場合には、骨材を洗浄・分級する設備を持っているものとする。」に変更	附属書A 表A.4 1 製造設備 k)
附属書A 表A.4 2 検査設備 b)	「2) 供試体用成形器具」に変更 「2)' 繰返し使用する型枠の場合は、1回以上/12か月の頻度で検査を行う。また、高強度コンクリートを製造している場合は、研磨機を管理する事」に変更	附属書A 表A.4 2 検査設備 b)
	6)の「高強度コンクリートの場合」を削除	附属書A 表A.4 2 検査設備 b)
附属書A 表A.4 2 検査設備 b) コンクリート試験用器具・機械 8) 塩化物含有量測定器又は装置	「注 <sup>(1)</sup> 塩化物含有量測定装置製造者による校正、又は第三者試験機関 <sup>(2)</sup> で行ってよい」に変更	附属書A 表A.4 2 検査設備 b) コンクリート試験用器具・機械 8) 塩化物含有量測定器又は装置